

令和 8 年度第 1 回入札監視委員会 会議録

1. 報告事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
「昨今の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について」 ・設計変更するということで、金額が変わると思うが、単価を入れ替えるということか。 ・建設物価にない価格はどうするのか。 ・見積合わせはしないのか。 ・業者からの購入の証明書類で、金額が上がる場合、そのまま金額をあげるのか。検討するのか。 ・検討する基準はあるのか。 ・担当者が確認し、問題ないと判断すれば変更するのか。 （１）令和 7 年度下半期入札・契約状況について ・質疑等なし （２）令和 7 年度下半期入札参加停止の状況について ・ジェイアール東海コンサルタンツ（株）と豊橋市の契約で独占禁止法違反行為があったが、損害賠償を請求したのか。	・はい。 ・建設物価にない単価については、受注者からの証明書類に記載された購入単価を使用する。 ・見積合わせはしない。購入の証明書類を確認し、算定を行い、設計書に反映することとしている。 ・金額のかい離が大きい場合は検討するが、そうでなければ業者からの報告の金額を使用する。 ・項目が多いので、基準は設けていない。 ・はい。担当者が受理し、組織として判断の上、変更する。 ・豊橋市土木設計業務等委託約款第 3 7 条の 2 第 3 項に該当するため、第 4 4 条の 2 に基づき、業務委託料の 1 0 分の 2 に相当する額の金 6 , 5 6 5 , 6 8 0 円を業者に請求し、令和 8 年 4 月 2 4 日に納付された。

・入札日はいつか。 ・入札の結果はどうだったのか。 ・落札率は。 ・今回のことが起きないように対策はあるのか。 ・場所はどちらか (3) 令和7年度下半期不調・不落状況について ・1回の入札に要する時間はどれくらいか。 ・4回入札すると経費はどれくらいかかるのか。 ・業者や職員が入札につめる時間はどれくらいか。 ・再度設計書を作成する時間は具体的にどれくらいか。 ・1か月遅れることで、単価や労務費があがるのでは。	・入札日は、令和6年5月17日午前9時から令和6年5月20日午後5時まで。令和6年6月14日に契約している。 ・ジェイアール東海コンサルタンツ(株)1者のみの入札であった。 ・85.5%である。 ・自治体側の対策は難しいと考える。発注機関として毎年研修を行い、法制度の周知に努めている。 ・業務場所は、西松山町地内の花田跨線橋ほかである。 ・要する時間は、工事等の内容や規模による。 ・経費は、設計書を作成するための人件費や紙代のみである。 ・電子入札なので、その場につめる時間はない。 ・1回作成していれば、2回目、3回目はシステム上での単価更新や工期の見直しのみなので、1時間ほどでデータは作成できる。 ・昨今物価上昇があるので、随時、設計書の単価を見直している。労務費の単価の見直しは年1回である。
---	---

2. 審議事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
（１） 審議案件（１１件）について（２件ずつ審査） 「落札率（予定価格と同額）」 ①総合動植物公園ゾウ舎屋内展示場建設工事 ・ 入札業者は１者であるが、入札参加資格を満たしている業者は何者か。 ・ １２者中の１者の入札なのか。 ・ 入札参加資格が市内本店であるため、１２者しかなく、業者数が足りないのでは。あるいは、格付で限定されるのか。 ・ 必要な業者数とは応札者ではなく、入札できる業者数のことか。 ・ このことについて、定めたものがあるのか。 ・ 業者数の確保が一番大事であると伺えるが、必要業者数を満たすように、入札参加資格要件を変更したり、要領を改正したりするのか。 ・ 地域要件以外は変更しないのか。	・ １２者である。 ・ 業者の技術者の配置が難しいと応札がない場合がある。令和７年度は建築一式の応札者が少ない案件が多く、多くても３者、ほとんどが１者であった。 ・ 市内のＡ格付業者は２８者ある。設計金額に応じた業者数を満たすように基準を設定している。満たさない場合、入札は成立しない。今回は基準を満たしている。 ・ そのとおり。入札参加資格を満たした業者が基準以上あるということで、競争性は保たれていると考える。 ・ 「豊橋市建設工事業者選定要領」に定めている。 ・ いいえ。市内業者育成の観点から、まず市内業者で、設定した入札参加資格を満たすような業者数を出し、足りなければ、準市内、市外に地域要件を広げている。 ・ 実績要件として、原則過去５年以内の実績とするが、施工実績が少ないものは過去１０年としている。 「総合評価入札参加資格要件（技術的能力の審査）設定基準」３．同種実績の確認による。

・入札参加資格の建築一式工事に係る完成工事高（直近の経営事項審査における年平均）が 1,000 万円以上の業者とはどのような業者なのか。 ・業者数、資格はどの時点なのか。入札時なのか、発注するときに 12 者あればよいということか。 ・総合評価落札方式で入札を行い、この案件については満点が 23 点だと思うが、落札業者の加算点は何点であったか。 ・23 点中 14.2 点ということで 6 割程度だが、何割ないといけないという基準はあるのか。 ・評価点は 1 者なので 100 点なのか。 ・総合動植物公園ゾウ舎屋内展示場は今年度中に完成予定か。 「落札率（最低制限価格と同額）」 ③ 遊具更新工事 1（R7） ④ 配水管布設替工事（耐震 203）（R7 債） ・市が発注する工事は、国の歩掛を使用するため、業者は積算することができ、最低制限価格も要領をもとに算出可能であるため、3 者最低制限価格で並ぶのは理解した。1 者がわずかな金額で下回っている要因はなにか。 ・切り上げ、切り捨てのルールは知っているのか。	・市内の A 格付の業者は、28 社全て満たしている。 ・「豊橋市建設工事業者選定要領」に、発注する建設工事は、設計金額に応じた業者数を満たすように発注すると規定されている。 時点は、入札参加資格要件を定めるときに応札可能な業者数を満たしているか確認している。応札者が 12 者ということではない。 ・14.2 点である。 ・何割ないといけないという基準はない。 ・標準点（100 点）＋加算点（14.2 点）で 114.2 点である。 ・今年度中に完成予定、令和 9 年度に供用開始予定である。 ・業者は落札するために、最低制限価格同額を目指し入札する。業者が設計した額が市の設計書をわずかに下回ってしまったものとする。また、端数処理として切り捨てで下回ることもある。 ・業者による。
---	--

「一者応札」 ⑤ 吉田方小学校北校舎、中校舎西及び中校舎南外壁耐震改修等工事 ⑥ 豊橋市民病院診療棟外来治療センター改修工事 ・診療棟外来治療センターは何をするところなのか。 ・指名競争入札で、たくさんの業者に声をかけたのに1者入札だったのか。 ・未受領、辞退というのは。 「一者随意契約」 ⑦ 燃焼熔融炉耐火壁等工事（2号炉後期） ⑧ 野依台処理場回転数制御装置改良工事 ・燃焼熔融炉耐火壁等工事（2号炉後期）については、今後、新焼却施設が完成すればなくなるという認識であるが、今後はメンテナンスを含んだ入札になるのか。⑦、⑧のようなケースはなくなるという理解でいいのか。 ・野依台処理場回転数制御装置改良工事の、部品交換頻度はどれくらいなのか。10年に1回程度ならいいが、2，3年に1回となると当初の入札が無駄になってしまわないのか。 ・⑧の回転数制御装置が野依台処理場に設置されたのは何年か。 ・上下水道局も従来のようなインシヤルコストだけをみ	・入院ではなく、外来（日帰り）で抗がん剤治療を行うところである。 ・業者の技術者不足、さらに外来診療を行いながらの工事であり、工事の特殊環境により敬遠されがちであった。 ・未受領は入札時に何もなかった、辞退は、辞退届を出したということ。 ・当施設のような大型プロジェクトはメンテナンスを含めた契約を行っている。しかし、新たな施設すべてではない。一般的な建設工事は、競争入札をするが、維持管理は、落札業者がメンテナンスのライセンスを持っていることが多く、一者随意契約となるケースがある。 ・標準的な耐用年数があり、それ以上使えるように日々点検しながら延命化を図っているが、これ以上使用できないと判断したとき、取替を行う。10年以上を目標に維持管理をしている。 ・設置は昭和63年。現在までに機器の更新を一度は行っている。基本的に当初設置したものを長く使うようにしている。 ・基本的にはそのとおり。大規模工事を発注すると
--	---

た発注をしているのか。 ・ P F I 手法は実施しているのか。 「低入札価格調査実施」 ⑨ 総合動植物公園ゾウ舎屋内展示場建設に伴う電気工事 ⑩ 配水管布設工事（２－１） ・ 全てこの基準で発注すればいいのでは。少しでも安いほうがいいと思う。 ・ それでも安いほうがいいのでは。 ・ 総合動植物公園ゾウ舎屋内展示場建設に伴う電気工事は分離発注なのか。建築一式で一括発注はしないのか。 ・ 分離発注の理由は何か。例えば PFI のように一括発注のほうが効率がよいのでは。コスト削減につながると思うが。	きは、維持管理を含めた契約を検討する。 ・ バイオマス資源利活用施設整備・運営事業が P F I にあたる。今後の施設改修にあたり、メンテナンスを含めた発注を検討している。 ・ 豊橋市建設工事に係る低入札価格調査実施要領要領に基づいて運用している。総合評価落札方式を除く工事の一般競争入札については、最低制限価格を設け、最低制限価格を下回れば失格である。総合評価落札方式については、調査基準価格、失格判断基準があり、失格判断基準を下回れば失格である。 ・ 品質の確保も大事であると考え。配水管布設工事（２－１）は、業種が鋼構造物工事であり、明海地区に新しくできる橋に水道管を取り付けるという稀な案件である。入札参加資格を県内に広げており、業者が受注したいという意欲が高く、低額で入札してきたと思われる。規模が小さい一般的な市内の工事は、最低制限価格同額の入札が多い傾向にある。 ・ 金額の小さい工事は、建築一式に電気、管工事を包含するが、基本的には分離発注である。 ・ 市内業者の育成及び受注の機会の確保のため、分離分割発注を基本としている。
---	---

・市内業者はすでに育成されているのでは。 ・受け手の確保という理解でよいのか。 ・業者と発注方式について意見交換はしているのか。豊橋市は今後一括発注に切り替えていくという話を聞いたことがある。 ・それでも安いほうがいいと思うが。 「建設コンサルタント」 ⑪ 豊橋総合スポーツ公園野球場実施設計等委託業務 ⑫ 小鷹野浄水場整備発注支援業務 ・質疑等なし	・一括発注のほうが金額は抑えられるが、長い目で見て、市内業者の受注機会の確保を優先している。 ・そのとおり。業者の従業員も市内の方が多い。地域の守り手である建設会社の倒産は豊橋市の損失になる。 ・一括発注に移行していく動きはない。規模の大きな案件はPFIを検討するが、基本は分離分割発注である。意見交換としては、商工会議所等から要望書を受け取り回答している。 民間発注は一括発注が一般的であり、電気工事、管工事業者は建築業者の下請けになる。分離分割発注の場合は、建築業者と対等な立場で仕事ができ、利益も確保できる利点がある。 ・法人税・個人所得税など長い目でみたときに今の選択が優先されると考える。
---	--

3. その他（全体を通して）

質問・意見	回答（要旨）
・意見なし （確認事項） ・審査の対象となった入札及び契約に関しては、適切に行われていることを確認した。 ・現時点で、委員会から市への提言等はないことを確認した。	